●埼玉県の防犯登録は登録した年から 8 年間有効です。

8 年以上経過し有効期間が切れた際は再登録が必要です。

左記のオレンジ色のステッカーを貼付している

2009 年の防犯登録は 2017 年 12 月 31 日をもって

有効期間を迎えます。引き続き同じ自転車を利用される

場合は最寄りの自転車防犯登録所で再登録をしてください。

埼玉県の防犯登録は西暦の末尾がその年の防犯登録の番号に反映されています。

2008 年以降はステッカーに西暦表記があり、登録をつけた年がわかるようになっています。

※2007 年以前のステッカーには〇の中に 07 (2007 年)、06 (2006 年)、05(2005 年)　などの表記がありこれらは既に有効期間が切れています。